

一般質問：障害者給付と介護保険適用 2023.12.04

町田市議会議員 無所属会派 吉田つとむ

第4回定例会で「3 表題 障害者給付と介護保険適用の留意事項に係る令和5年10月30日付けの厚労省の事務連絡内容について」を尋ねました。

質問項目は、以下の通りとしました。

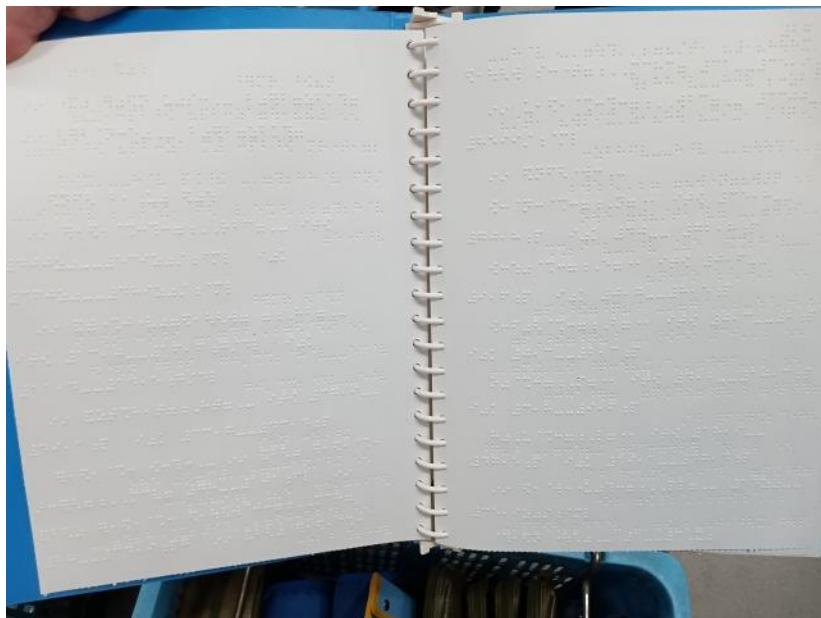


(日本視覚障害者職能開発センターのライブラリー)

「3 表題 障害者給付と介護保険適用の留意事項に係る令和5年10月30日付けの厚労省の事務連絡内容について」

(1) 事務連絡の内容について

- (2) 町田市の事務連絡に対するスタンスについて
- (3) 「老健局とも協議済みである」という文言について



点字本（日本視覚障害者職能開発センターにて）

これは、障害を持っていて、障害者給付を受けている人が、65歳になった時、介護保険適用となったことで、障害者としての支援が必要なのに、それが受けられなくなるケースが起きていないかと言う問題です。国は各地方自治体に対してどのような対応を求めているか、町田市はその事務連絡をどのように受け止めているか。役所内で複数機関にかかる事項と思われるが、「老健局とも協議済みである」という用語を、町田市はどのように解釈するものか。尋ねました。

まず、この事務連絡文書の内容が行政内に周知徹底されているのかと問い合わせましたが、決まりきったように、徹底しているという答弁でした。さらに、「高齢者支援センターやケアマネージャーにも伝えられ、その趣旨は徹底されているか」と問い合わせましたが、それも徹底しているというもので、町田市ではトラブルは起きていないというものでした。

なぜ、国がこうした文書を出したのかということを、他の自治体で起きていないのかとも問い合わせました。すると、問題があった、事件が起きたというものでした。要は、65歳に達した時点で、障害者に安易に介護保険適用としたことで、目が見えない障害を持つような方が障害者サービスを受けられなくなり、この国の方針を無視して自治体では、介護サービスの方法に切り替えてしまったということで異議申し立てが起きているものです。厚労省文書でいう、「老健局とも協議済みである」という文面は、65歳で介護保険適用に替えるような勝手な解釈をしないように念を押しました。